

第 1 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

平成 2 9 年 8 月 1 0 日 開 会

平成 2 9 年 8 月 1 0 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成29年8月10日(木) 午前9時30分 米沢市農業委員会第1回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(18名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	17番 大野澤進 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	18番 鈴木晃子 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	19番 田代昇一 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員(1名)

16番 山王堂民榮 委員

遅刻通告委員(なし)

部会委員以外の出席委員(なし)

部会委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(6名)

事務局 長	町田 和利
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀也
農地 主 査	戸田 美恵子
主 査	水谷 春栄
主 査	仁科 恭浩
主 事	渡部 史紀

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|---------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について |
| 議第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第4号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第5号 | 農地法第25条の規定による和解の仲介の申出について |

2. その他

開 会 午前9時30分

目崎補佐

おはようございます。

ただいまから第1回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和ですが、1番 伊藤会長のご発声で、ご起立の上よろしく申し上げます。

(唱和)

ありがとうございました。

次に、伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

では、改めましておはようございます。

迷走台風5号も山形県には大きな被害等なく、皆さんもほっとしているところだと思います。そういった中で、きょうは第1回の農地部会というか総会というようなことで、皆さんに早朝より出席していただきまして大変ありがとうございます。

きのうの新聞等に出ておったわけですが、農工法というか農村工業促進整備法とかタイトルが長い法律なんですけど、7月25日から施行になったというようなことで、今までですと製造業とか運送業とか業種が限られておったんですが、今度はサービス業とか業種限定なしというようなことで、1種農地でも今までですと渡部君担当なんですけど、なかなかサービス業等が設置できなかったということもあったわけですが、そういったことも改正されていくというようなことで、そういった規制が緩むということは優良農地がなくなっていくというようなことでありますので、その辺もきちんと我々農業委員会としては対応していかなければならないなと、こう思ったところであります。そういったことで、いろいろと農業に対するそういった農地に対する産業界からの風当たりが強くなっているというようなことは現実ではないかなと、こう思っているところであります。

きょうは新しく総会制になりましたので、いろいろとふなれな部分があると思います。しかし、今までですと農地部会と農政振興部会というような2本立てで行ってきたわけでありまして、今度は農地が主体みたいな感じになるわけですが、農政振興部会のほうもその時点、その時点でいろいろ問題がありましたら出していただきまして、対応していかなければならないことはきちんと県に要望等もしていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第1回の総会に当たり挨拶にかえさせていただきます。ご苦労さまでした。

目崎補佐

ありがとうございました。

次に、議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条

の規定によりまして会長が務めることとなっておりますので、会長に議事の進行のほうをよろしく願いいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事を進行させていただきます。米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席者は、山王堂民栄委員、1名でございます。去る8月8日に通知しました米沢市農業委員会第1回定例総会は成立しました。

今回の議事録署名委員には、2番 小関善隆委員、3番 江口益美委員を指名させていただきます。

それでは、本日第1回目でありますので、改めて注意事項の確認をさせていただきます。1つは、総会前に携帯の電源を切るかマナーモードにするようお願いしたいと思います。

あとは、発言するときは今までも同じであります、必ず挙手をして指名を受けてから、議席番号と名前を言ってから発言していただくようお願いしたいと思います。

では、早速議事に入ります。議案の訂正や議事運営について事務局からございませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正などはございません。

議 長

それでは、1の提出議案から進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

仁科主査

(挙手)

議 長

仁科主査。

仁科主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地につきまして、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告いたします。

受理番号21号から28号までの計8件でございます。田11筆 1, 625. 71㎡、畑6筆 814. 96㎡、合計17筆 2, 440. 67㎡となっております。

受理番号21号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は昭和58年ごろです。申請理由は、昭和58年ごろより耕作しておらず、原野となっているためです。

受理番号22号 申請人 ○○○○相続人 △△△△、○○○○相続人 △△△△、○○○○相続人 △△△△、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用

年月日は昭和42年ごろです。申請理由は、昭和42年ごろより庭と建物の一部として利用してきたためです。

受理番号23号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和43年ごろです。申請理由は、昭和43年11月ごろより建物敷地として利用してきたためです。

受理番号24号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和57年ごろです。申請理由は、昭和57年7月ごろより建物敷地として利用してきたためです。

受理番号25号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は昭和38年ごろです。申請理由は、昭和38年ごろより耕作しておらず、原野となっているためです。

受理番号26号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は昭和38年ごろです。申請理由は、昭和38年ごろより耕作しておらず、原野となっているためです。

受理番号27号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は昭和38年ごろです。申請理由は、昭和38年ごろより耕作しておらず、原野となっているためです。

受理番号28号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は昭和38年ごろです。申請理由は、昭和38年ごろより耕作しておらず、原野となっているためです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はございませんか。ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わらせていただきます。

次に、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号52号から70号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めるため、委員会に付議します。

受理番号52号から70号までの計19件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田89筆 89,039.02㎡、畑55筆 33,454.80㎡、計144筆 122,493.82㎡でございます。

受理番号52号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号53号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号54号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号55号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号56号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための売買です。

受理番号57号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号58号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号59号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号60号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号61号 貸人 ○○○○、受人 △△△△ ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による

賃貸借（新規就農）です。

受理番号62号 貸人 ○○○○、受人 △△△△ ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号63号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号64号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号65号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号66号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号67号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号68号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号69号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号70号 渡人 ○○○○、△△△△、○○○○、△△△△、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。52号から。

1 3 番 (我彦正福委員 挙手)

議 長 13番 我彦委員。

1 3 番 13番 我彦です。

52号と56号を調査した結果、問題はありませんでした。

議 長 我彦調査員、ここ誰の調査区域だとか、いつ調査したとか、もう少し具体的に説明報告をお願いします。我彦委員は、今まで農政部会員だったから、調査報告をしたことがなかったでしょうが、いつ調査したとか、自分の調査区域なら自分の調査内容を報告し、例えば別な人の区域だったりすると、この調査は、誰の調査されたところで、調査された委員、例えば、○○○○さ

んから話聞いたとかその内容を問題なかったかどうか報告をしてもらうこととなりますので、よろしくお願ひします。

1 3 番 承知しました。7月25日、〇〇の△△△△から話を受けた内容と56号、〇〇の△△△△さんより話を聞いた結果、2件とも特に問題ありませんでした。

議 長 13番我彦委員は、初めてですので、52号については賃貸借というよう
なことでありますが、56号については売買というようなことで違うので、
その辺も本当は詳しい内容を説明もらいたかったが、今度からお願いしたい
と思います。

では、53号。

1 2 番 (菅野英一郎委員 挙手)

議 長 菅野委員。

1 2 番 12番 菅野です。

53号、〇〇〇〇さん、△△△△さん、親子関係でございます。8月3日
に〇〇〇〇さんにお会いして、作付等お話聞いてきました。間違いなく作付
しているので問題ございません。

さらに、58号、〇〇〇〇さん、△△△△さん親子でございます。これは
再設定でございます。これも8月3日に〇〇〇〇さんにお会いしてお話を
伺いしてきました。作付しておられるということだったので問題ございませ
んの、よろしくお願ひします。

議 長 54号。

1 7 番 (大野澤進委員 挙手)

議 長 大野澤委員。

1 7 番 17番 大野澤です。

54号をご説明いたします。

去る8月7日でしたけれども、〇〇〇〇さん宅を訪れまして話を聞いてき
ました。△△さんと〇〇さんは親子関係で、経営移譲年金受給のための使用
貸借の再設定です。問題ないというふうに思われます。よろしくお願ひしま
す。

議 長 ご苦労さまでした。55号。

8 番 (佐久間英之委員 挙手)

議 長 佐久間委員。

8 番 8番 佐久間です。

55号、68号、69号、ご説明申し上げます。

55号につきまして〇〇〇〇さん、△△さん、親子でありまして、〇〇さんの年金受給のためというようなことで、再設定でもありますので問題ありません。

68号、69号であります、〇〇〇〇さん、推進委員でありまして、△△△のほうからお話を聞きました。今まで集積で賃貸借だったものを今度3条でというようなことでありますので、問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長
1 4 番
議 長
1 4 番

57号。
(高橋祐弘委員 挙手)

高橋委員。

14番 高橋です。

受理番号57号について、調査結果をご説明申し上げます。

〇〇〇〇さん、△△△△さんの賃貸借でございますが、この〇〇〇〇の田んぼですが、30アール区画になっておりまして、その30アール区画が2筆になっておりまして、1筆の部分は〇〇さんとの賃貸借の契約がなっているわけですが、その△△さんとの賃貸借がなっていなかったということで、今回〇〇さんと△△△△さんに私が申請のために足を運んで、いろいろ話を聞きながら、今回の3条ということで申請を出したところでございます。小作料等も毎年もらっているということでもありますので、問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長
2 番
議 長
2 番

ご苦労さまでした。59号。

(小関善隆委員 挙手)

小関委員。

59号から65号までの説明をいたします。

8月5日から6日にかけて調査したわけでありましてけれども、〇〇〇〇△△△△は、ことし新規に法人にしたというようなことで、新規就農というような形であります。

59号の〇〇さん、60号の△△さんと、ここに書かれている人たちは、その前営農組合という組織があつて、それが法人化したものですから、その新規に法人化したために新たに3条で契約を組んだということでもあります。また、ほかにも農地あるんですけども、マッチングの関係でこれから出てくると思います。問題ないと思われまます。

それから、64号の〇〇さんと△△△△さんでありますけれども、〇〇さんは△△△△さんと今まで営農組合やっていたんですけども、その〇〇〇〇〇さんの中につくり分けがあつたということで、そのつくり分けの部分を〇〇〇〇〇さんにつくってもらふというようなことでありますので、これも問

題ないと思われます。また、65号の中に〇〇地区の筆がありました。〇〇地区の担当委員、これは佐久間委員が調査したんですけれども、一緒でありますので、問題ないということを申し添えておきます。以上であります。

9 番
議 長
9 番

(上村貞義委員 挙手)

9番。

9番 上村です。

66号をご説明します。

〇〇さんと△△さんの間での売買案件です。場所は〇〇〇〇、△△△△の北側になります。〇〇さんにお会いして、お話聞いてきましたが、売買して果樹を植えたいと、果樹栽培をしたいということであります。森さん、果樹の専門農家でもありますし、周辺も果樹園ということなので、問題ないと思われまので、よろしくお願ひします。

議 長
6 番
議 長
6 番

ご苦労さまでした。67号。

(二宮啓一委員 挙手)

6番 二宮委員。

6番 二宮です。

67号についてご説明を申し上げます。

山王堂委員、本日欠席でありますがお話を伺っております。親子間の経営移譲年金受給のための再設定ですので、何ら問題はないと思われま。よろしくお願ひします。

議 長
10 番
議 長
10 番

70号。

(古畑功一委員 挙手)

古畑委員。

10番 古畑です。

70号の説明をいたします。

渡人が共有名義4人いらっしゃいますけれども、申請代理者〇〇〇〇行政書士から代理で申請あった1件でありますので、こちらのほうに電話かけてお伺ひしたところ、間違いないということで、受人が△△△△さんは〇〇の方ですけれども、この人も直接お話しまして、間違いないということでありまので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
12 番
議 長
12 番

ご苦労さまでした。

それでは、受理番号52号から70号までについて、意見並びに質問ございませんか。

(菅野英一郎委員 挙手)

菅野委員。

12番 菅野です。

〇〇〇〇 △△△△なんですけれども、あそこは集落営農で頑張っているということで、前からお話聞いていたけれども、それは発展的に解散してこっちになったんですか、それとも分かれたんですか、そこら辺のこと、ちょっとお聞きしたいと思います。

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議長 2番 小関委員。

2 番 2番 小関であります。

△△△△については、当初集落営農というか何か交付金の関係で、認定農業者でないともらえないという時期があって、そのときに集落営農をして将来法人化するというようなことで、最初は大豆営農組合だったんだけど、それをまるっきり営農組合ということに変えてしたと、本当は5年後ということでしたんですけれども、なかなか認定農業者の方がどんどん出ていって、結局〇〇さんという人一人に残って、ほかの人は認定ない人だけが集まった状態になったと。

当初、恐らくそういう中で集落営農でやるというようなことでありましたので、それがちょっと10年くらいかかってしまった。なかなかうまくいなくて。でも、今回〇〇さんという若い方なので、認定農業者で中心になって頑張るということでありましたので、それで設立に至ったというようなことであります。

人・農地プランの話し合いもしまして、認定農家の人は集まらなかったんだけど、認定農業者の担い手の方が集まって、将来この法人もつくってほしいと、そういう意見も結構あって、将来的には中心的な担い手としてやっていくのではないかと考えております。やっぱり本人たちも法人化することによって地域の農業を守っていききたいというようなことでありますので、ここ〇〇、△△というような、またがっておりますけれども、主体は△△の方で、△△というのは〇〇さんしか認定農業者が1人しかいないというような集落であって、ほとんどの方が△△△△に土地を出している。そういうことで、これからやっぱり応援していく組織だなと思っているところであります。

議長 12番 菅野委員、よろしいですか。

12番 はい。

議長 そのほかございませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号52号から70号までについて、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号52号から70号までについてを許可することに決定いたしました。

次に、議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号33号から37号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号33号から37号の計5件でございます。田2筆 3,047.00㎡、畑4筆 4,200㎡、合計6筆 7,247.00㎡です。

なお、受理番号37号につきましては、併用地を含めて3,000㎡を超えるため、開発許可が必要となるところでございますが、申請書受理後に担当に確認をしたところ、事前協議が済んでいないことがわかったところであり、現在において開発許可がおりる見込みは不明の状態となっております。

受理番号33号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート（2棟16世帯）の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号34号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲（6区画）です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号35号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ ○○○○ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は仮設資材置き場及び仮設現場事務所建設です。こちらは2種農地で、一時転用（期間2カ月）です。

受理番号36号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲（9区画）です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号37号 渡人 ○○○○、△△△△、不在者財産管理人 ○○○○、受人 △△△△ ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲（9区画）です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をしてください。
7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長
7 番

7 番 高橋委員。

7 番 高橋です。

受理番号33、34、36、37についてご説明申し上げます。

4件とも8月2日に現地を確認し、4件それぞれの代理人の行政書士さんにお話を伺ってまいりました。

まず、33号ですが、場所は〇〇地内になります。受人の〇〇さんが渡人の△△さんからこの土地を譲り受け、アパートを建築し、収入の安定を図りたいということです。併用地に現在〇〇さんの家がありますが、これも一緒に壊しまして、アパートを建設するという事です。事前着工等はありませんでした。

次、34号、これは〇〇地内、△△△△の北側に位置しております。こちらも受人の〇〇〇〇が渡人の△△さんからこの土地を購入し、宅地を分譲したいということです。この併用地にまだ〇〇さん住んでおりますが、この土地も一緒に建て壊しまして、宅地分譲になります。事前着工等はありませんでした。問題ないと思われま

す。続きまして、36号、こちらは〇〇地内になります。△△△△の東側に位置しております。この土地も受人の〇〇〇〇が渡人の△△さんからこの土地を購入し、宅地分譲として販売するという事です。事前着工等はありませんでした。問題ないと思われま

す。続きまして、37号、こちらは受人の〇〇〇〇が渡人の△△さんからこの土地を購入し、宅地分譲するという事でしたが、先ほど事務局から説明ありましたように開発行為の事前協議が済んでいないため、この案件は継続審議でお願いしたいと思

います。以上です。よろしくお願

議 長
10 番

いします。

ご苦労さまでした。

議 長
10 番

(古畑功一委員 挙手)

古畑委員。

10 番 古畑です。

35号をご説明いたします。
貸人の〇〇〇〇さんはもと△△の方であって、綱木川ダムの2キロくらいの手前のところの場所なんですけれども、ここを〇〇〇〇さんに事務所兼資材置き場として貸したいということでしたので、調査した結果、問題ないと思

議 長

いますので、よろしくお願

いします。ご苦労さまです。
それでは、受理番号33号から37号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員
議長 なし。
それでは、受理番号37号については、報告の中で開発行為の事前協議がなされていなかったとの報告もあることから、先に受理番号33号から36号についてお諮りします。受理番号33号から36号についてを許可することに異議ありませんか。

全委員
議長 異議なし。
異議がないので、受理番号33号から36号について、許可することに決定いたしました。
次に、受理番号37号についてお諮りいたします。開発行為の許可が見込めると確認できるまでは審議を継続するというので異議はありませんか。

全委員
議長 異議なし。
異議がないので、受理番号37号については、開発行為の許可が見込めると確認できるまで審議を継続するというので決定いたしました。
次に、議第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

12番
議長 (菅野英一郎委員 挙手)
菅野委員。

12番
議長 私の案件がありますので、退席いたします。
(菅野英一郎委員 退室)

議長 それでは、受理番号3号と4号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査
議長 (挙手)
仁科主査。

仁科主査 議第3号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。
受理番号3号、4号につきましては、農協仲介による新規の賃貸借権の設定2件でございます。
なお、申出人、土地の表示につきましては記載のとおりでございます。
こちらの筆数、地積につきましては、合計、田のみ8筆 24,624㎡となっております。
受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による新規の賃貸借権の設定です。
受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による新規の賃貸借権の設定です。
こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。
以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号3号と4号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号3号と4号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(菅野英一郎委員 入室)

議 長 それでは、受理番号3号と4号を除く受理番号1号から10号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 議第3号 農用地利用集積計画につきまして、先ほど上程しました受理番号3号、4号を除く案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

先ほど上程になった案件を除きます受理番号1号から10号までの計8件でございます。内訳は、相対による所有権移転売買2件、農協仲介による再設定が4件、相対による再設定が2件でございます。

この筆数、地積につきましては、田のみ19筆 27,018㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

各案件とも農業経営基盤強化促進法第18第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号3号と4号を除く受理番号1号から10号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号3号と4号を除く受理番号1号から10号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第4号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題いたします。

それでは、受理番号1号から4号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議長 仁科主査。

仁科主査 議第4号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、農業委員会に付議いたします。

受理番号1号から4号までの計4件でございます。この筆数、地積につきましては田のみ10筆 20, 036㎡、合計も同一でございます。

なお、この内容は農地法第3条によるものでございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△ ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△ ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号4号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△ ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地法第25条の規定による和解の仲介の申出について、を議題といたします。

それでは、議案の内容について事務局の説明をお願いします。

水谷主査 (挙手)

議 長 水谷主査。

水谷主査 議第5号 農地法第25条の規定による和解の仲介の申出について。下記1に記載する和解の仲介の申し立て事件については、下記2の理由により当農業委員会において和解の仲介を行うことが困難と認められるので、農地法第25条第1項ただし書きの規定により山形県知事に和解の仲介の申し出をすることの可否について委員会に付議します。

1、件名及び当事者の氏名、平成29年仲介第1号農地の返還及び賃借料未納請求事件、申立人は〇〇〇〇氏、被申立人は△△△△氏。

申し立ての理由については、平成29年6月30日、仲介当日において被申立人の出頭がなかったので意見を聞くことができなかつたため、和解が不成立。

また、仲介当日の中で申立人の意見を聴取した結果、今後農業委員会においての仲介が困難と判断されたので、申立人の意向により本件を県知事に申し立てをする、の理由でございますので、ご審議のほうよろしく願いいたします。

議 長 この件について、仲介された委員は内容説明をお願いします。

4 番 (遠藤伊一委員 挙手)

議 長 4番 遠藤委員。

4 番 4番 遠藤です。

この議第5号については、皆さんに和解の仲介ということで配られていると思いますが、内容はこのような内容でありますけれども、ここまで来るまでの経緯について、若干説明しておいたほうがいいのかと思いますので、地元の委員ということで私が選出されました。

また、もと農地部会長だった吉田健二氏と、この案件の農地は〇〇〇〇の近くでありますので、担当区域委員高橋信夫委員も含め3人が仲介委員とし

て、この仲介をして、いろいろ検討してきました。それで、〇〇〇氏は、もう言うまでもありませんが、いろいろ頑張っていた方で、このような状況になるまでには持ってきたくないということで、私も再三〇〇さんともお話をしながら、こういうことは避けたいものだなということで、いろいろ話をしてきましたけれども、結果的にはこのようになってしまったということで、大変力不足で申しわけなかったなというふうに思っております。

ただ、何でこうなったかという、平成27年に6筆△△さんから賃貸で借りていたものを、その6筆のうちの2筆を27年の6月でしたか解約をしました。それで、残っているのは4筆残っているわけですがけれども、〇〇〇氏が勘違いをなさっていて、全て6筆そこで解約をしたというふうに自分が思っていたそうです。それで、翌年の作付細目書からは全てこの6筆を削除してというか除外して、△△さんに返したというふうな届け出をしまして、平成26年度分までの小作料も全納したということで、本人はそこで全部終わったんだというふうに思い込んでおったようであります。

実際のところ、4筆まだ残っておりますので、そんなもの知らない、俺は当時全部終わらせてしまったんだというような一点張りで、なかなかいい方向に進まなかったというのが現状で、このような形をとらざるを得なかったというのが経過であります。それで、米沢市の農業委員会もやっぱりこれで仲介という作業を終わりにして、県知事のほうに仲介申し出をするというふうな最悪の形になってしまったわけでありまして、そういう事情で△△さんが、どうも〇〇〇氏と、ここだけのお話で申しわけないだけでも、お父さんとお母さんとはすごく仲がよくて、何でもお話をされるんですけども、この息子さんとはどうも△△△△氏と合わないみたいで、もう顔も見たくないという形で、書類やら何も〇〇さんのほうに送り返したり、もう本人とのかかわりはしたくないというような、かたくなな意思があったものですから、当日の農業委員会で仲介をした日にも△△△△氏は来ていただけなかったものですから、不成立に終わってしまったということで、米沢市農業委員会としては県の知事のほうに仲介を申し出をしたということで、今回申し出ということで上げさせていただいたというのが現状であります。

議 長

ただいまの遠藤委員の説明について、意見並びに質問等ございませんか。
(「1つ、議長」の声あり)

1 5 番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

1 5 番 大橋委員。

1 5 番

1 5 番 大橋です。

この解約したつもりだったという農地については、今はどういうふうになっている、耕作はされているんですか。

4 番 ○○○○氏が管理をしております。草刈りをしております。○○○○氏はまだ4筆残っていたんだから、小作料もまだ未払いだろうから払ってもらわないとならないというようなことから始まってきておまして、その未払いというのも付議して知事のほうに行っているということになったと。よろしくをお願いします。

議 長 15番 大橋委員、よろしいですか。

15番 はい、わかりました。

議 長 では、4番 遠藤委員。

4 番 ○○○○が建つ前は、かなりあそこハンノキだの何だのと大変荒れていたところで、そこを牧草にするということで○○○○さんは、あそこばかりでなくていろいろなところを、遊休農地のところをやっぱり牧草にするということで、一生懸命頑張っていたいただいたということで、大変大したものだなというふうには思っております。それで、お父さんが亡くなってから、この息子さんと△△さんが折り合いが合わなくなったというか、誠意が見られないと○○さんは言うわけね、この△△さんに対して。なので、そういう面をいろいろ考慮しながら、○○さんも謝っているし、△△さんももう一回ちょっと印鑑証明と判さえ押してもらいたいんだから押してくれないかというお願いをしたんだけど、俺は嫌だ、とにかくこの人とかかわりたくないというように言うし、行くところにはどこにでも行きますというふうに言うもので、それなら仕方ないだろうなということで今現在に至っております。

あと、代理人でも大丈夫なので、では奥さんにでもとは言ったんだけど、それも代理人ではなくて、やっぱり俺はどこにでも行くから、やることはやるから、家から進ませてくださいということなもので、こういうふうになりました。非常に残念ではありますが、こういうふうになりましたので、ご報告したいと思います。

議 長 そのほか、ただいまの説明で意見等、質問等ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、山形県知事に和解の仲介の申し出をすることについて、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議案書のとおり山形県知事に和解の仲介の申し出をすることについて、許可することに決定しました。

以上で提出事案についての審議は終了しました。

次に、2のその他について、皆さんから何かご意見ございませんか。

12番 (菅野英一郎委員 挙手)

議 長 12番 菅野委員。

1 2 番

1 2 番 菅野です。

9月1日の5時から農協の座談会がありますので、ぜひ農業委員の方にも参加していただければと思います。北支店で行いますので、よろしく願いします。

議 長

J Aさんの恒例の夏季座談会、9月1日にあるそうですので、奮って参加してくださいということでございます。（「バスも出しますので」の声あり）遠いところな。

その他について事務局、持ち合わせありますか。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

では、農事相談で皆様にお配りしましたA3のものについて、様式第7号マッチング案と記載されたものにつきまして、事務局からのお願いです。この案件につきましては、農業委員制度の改正前の7月中に農地中間管理機構の関係で委員の皆様にご調査をさせていただいたものでございます。7月末までにいただいたものを取りまとめたものでございまして、このたび農事相談地区内におきまして、地元の案件について見ていただいたものかと思われます。こちらの内容を来月の総会の中で議案として上がってくるところでございますので、なお中身、貸付者、借受者、賃料などご確認いただきまして、修正点などないかどうかご確認をいただきたいと思っております。よろしく願いします。

議 長

この資料ですけれども、第3ブロックは回収したそうなんですが、事務局。

戸田主査

(挙手)

議 長

戸田主査。

戸田主査

申しわけありません。今まではそうだったんです。両部会のときに回収するというので、農事相談でお渡ししていましたが、今年度からは農事相談のほうで皆さんにお配りして、まず見ていただいて、すぐ回収するかどうかお話ししましたが、個人情報守秘義務については皆さん十分ご承知の上ですので、そのまま議案書とともに一緒にお持ちいただいて、回収しないということにしようかという話になったところです。事務局のほうで確認を徹底していなかったものから、本来第3ブロックの方にはここでお渡ししなければならなかったんですけども、それもしないままになってしまい、申しわけありませんでした。今後は回収しないという方向でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長

では、事務局の意見、統一してやっていただきたいと思っております。今後は回収しないそうですので、よろしく願いしたいなど。この〇〇〇〇のこの賃借料、端数つくんですけども、これ何かあるんですか。11, 492円と。

渡部主事。

2 番 マッチングのこれ〇〇のちょうど境で、〇〇に土地あるけれども、まるつきり△△△△の周りが全部なっているので、ちょうど境目の土地で、お互いに〇〇の人なんだけれども、〇〇では減反4割部分については3,500円だそうです、東部で。そして、田としているところは13,500円ということで決めていたから、それをお願いします。お互いにそれでいいのだということだそうです。だから、端数つくのだそうです、これ。ということね。
(「はい、わかりました」の声あり)

議長 では、マッチングの関係で皆さんから質問等ございませんか。よろしいですか。

そのほかありませんか。

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議長 高橋委員。

1 4 番 14番 高橋です。

きょう1回目の定例総会ということで始まったわけですが、欠席する場合に、いろいろな事情があると思うんですが、そこら辺もしわかる範囲で体調崩したとか冠婚葬祭とかあれば、欠席した委員の理由をお聞きしたいということ。

議長 山王堂委員についてはきょう欠席なわけですが、体調が悪くてきょう病院に行く日だということでも事務局に断りがあったということでもありますので、第1回目であるので、ぜひと、出席してもらいたいという旨は言ったんですが、どうしてもということでありました。

今高橋委員から本当に貴重な意見いただきましたが、本当に報酬をもらっての皆さんの税金で報酬をいただいているわけでもありますので、今みたいな体調不良とか不幸があったとか特別な理由がなくて欠席ということは、極力なくすようにお願いしたいと思います。そして、今出たように理由はきちんと言って、もし欠席の場合は事務局に事前に報告していただくようによろしくお願いしたいと思います。

そのほかございませんか。

あと、挨拶でも申し上げたんですが、農政のほうで何か議題にしていかなければならないことがありましたら農事相談等で、今回は初めてというようなことで時間もかかって、そんな余裕がなかったようでございますが、そういったことで何か委員から提案がありましたら、今度から農政のほうの議案もここでできるようになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、なかったら、以上で本日上程された協議は全て終了いたしました。

これで第1回定例総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成29年8月10日（木）

米沢市農業委員会

議長

議事録署名委員

議事録署名委員
